



平成 17 年 8 月 2 日

各 位

会 社 名 ゲンキー株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤永 賢一
(J A S D A Q ・ コード 2772)
問合せ先
役職・氏名 取締役総務部長 吉岡 伸洋
電話 0776-67-5240

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成17年8月2日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成17年9月16日開催予定の当社第15期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由

当社の取締役、監査役及び従業員の業務向上に対する意欲や士気を一層高め、業容拡大に資することを目的として、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員に無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役、監査役ならびに従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式 500 株を上限とする。

各本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数（以下、「対象株式数」という。）は、新株予約権 1 個につき 1 株とする。

ただし、新株予約権発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生ずる 1 株の 100 分の 1 未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。ただし、かかる調整により対象株式数が 0 となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた

対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

前号に基づく対象株式数の調整がなされたときは、当社は、本新株予約権者に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

(3) 新株予約権の総数

500 個を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における日本証券業協会が公表する当社普通株式の午後 3 時現在における直近の売買価格（以下、「最終価格」という。）の平均値に 1.05 を乗じて得た金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行の日の最終価格（当日に最終価格がない場合はそれに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日後に時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の権利行使による場合ならびに商法等の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 128 号）の施行前である平成 14 年 3 月 31 日以前の取締役会決議により付与された新株引受権の権利行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込・処分金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、本新株予約権発行日後に、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

なお、行使価額の調整がなされたときは、当社は、本新株予約権者に対し、遅滞なくその事実を通知するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合は、引続き本新株予約権を行使することができる。

本新株予約権者は、本新株予約権の割当て後、権利行使時まで、禁固刑以上の刑に処せられていないこと、および当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出ていないことを要する。

本新株予約権者が死亡により、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位を失った場合は、本新株予約権者の相続人が本新株予約権を行使できる。

その他の細目は、当社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および消却の条件

当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき当社の株主総会で承認されたときは、当社は全ての新株予約権を無償で消却することができる。

本新株予約権者が上記(7)記載の本新株予約権の行使の条件の何れかに反することとなった場合は、当社は当該本新株予約権を無償で消却することができる。

前二号にかかわらず、当社はいつでも本新株予約権を取得しこれを無償で消却または権利放棄することができる。

(9) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。ただし、会社と本新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」において本新株予約権を譲渡、質入れその他の処分をしてはならないことを定めることができる。

(注) 上記の内容については、平成17年9月16日開催予定の当社第15期定時株主総会において、「当社の取締役、監査役及び従業員に無償で新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上